最終更新日：2016年3月28日
株式会社フルキャストホールディングス
代表取締役社長CEO 坂巻　一樹
問合せ先：03-4530-4830
証券コード：4848
http://www.fullcastholdings.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方々に対する経営の透明性を確保すること及び経営の効率性を高め「持続的な企業価値の向上」を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針及び目的としております。

当社は、2016年３月25日開催の第23期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
当社は、2016年３月28日現在、取締役（監査等委員であるものを除く。）３名、監査等委員である取締役３名の計６名による取締役会を構成する取締役会設置会社、監査等委員である取締役３名による監査等委員会を構成する監査等委員会設置会社であります。
前述のコーポレート・ガバナンスの基本的な方針及び目的を実現するため、取締役６名のうち３名は社外取締役を選任することで外部的な視点からの業務執行全般の監督機能の強化を図っております。
監査等委員である取締役につきましては、３名全員を独立社外取締役(うち１名は常勤監査等委員)とすることで取締役の業務執行に対し有効かつ適切な監視を行い、客観性と中立性を確保した体制を整えております。
これらの体制により十分にコーポレート・ガバナンスが機能していると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則１－２－２【招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載】
当社は、法定である総会開催日の２週間前（15日前）に招集通知を発送しております。今後は、将来的に早期発送が可能となるよう検討してまいります。
また、招集通知発送日翌日に東京証券取引所を通じて公衆の縦覧に付すと共に、第23期定時株主総会より当社ホームページ上での招集通知の公表を実施いたしました。
今後は、株主や投資家からの要請も踏まえて、招集通知発送前の電子的開示の是非を検討してまいります。

補充原則１－２－４【議決権の電子行使・招集通知の英訳】
当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用について、現時点では実施しておりません。今後につきましては、株主・機関投資家の意見や要望を踏まえつつ、導入に係る工数及び費用等を考慮した上で、導入を検討してまいります。
なお、招集通知等の英訳につきましては、第23期定時株主総会より、当社ホームページ上での招集通知（参考書類）の英訳の公表を実施いたしました。

補充原則１－２－５【株主総会出席希望機関投資家への対応】
当社は、議決権の行使が可能な株主について、株主またはその法定代理人に限る旨を定款に定めており、現時点では、実質株主が株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを認めておりません。
今後は、信託銀行の名義で株式を保有する機関投資家の要望を踏まえ、且つ信託銀行との協議により、実質株主が議決権行使等を行うことの是非を検討してまいります。

補充原則４－10－１【任意の仕組みの活用】
当社の取締役会は、過半ではないものの半数を占める３名の独立社外取締役で組織されており、取締役会での議案について、独立社外取締役からの適切な関与・助言を得た上で、審議し決定しております。
当社は、独立社外取締役が取締役会の半数を占める構成とすることを方針とすることを決定してはおりませんが、現時点の取締役会構成は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性を十分に確保できる体制であると考えており、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置する必要はないと考えております。

補充原則４－11－３【取締役会全体の実効性に関する分析・評価、結果の開示】
当社は、2016年３月25日開催の第23期定時株主総会決議により監査等委員会設置会社へ移行いたしました。今期2016年12月期は監査等委員会設置会社として臨む初めての期であり、取締役会全体の実行性についての分析・評価を行うための自己評価及び結果の概要の開示は今期一年間の実績を踏まえて実施することといたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則１－４【いわゆる政策保有株式】
当社グループは、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、その取得・保有目的を提携関係、取引関係、その他事業上の関係に限定し、当社グループと取引先との安定的かつ長期的な取引関係の維持・強化、業務上の協力関係の維持・強化の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に実施しております。
また、毎年、主要な政策保有株式についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、必要に応じて取締役会に報告いたします。
政策保有株式に係る議決権行使については、保有目的を踏まえ、各議案毎に、当該企業及び当社グループの企業価値の向上に資する内容であるか、株主価値を毀損させる可能性の有無等を個別に精査し、総合的に判断した上で、議案の賛否を決定し行使しております。

原則１－７【関連当事者間の取引】
当社は、法令に定める事項に加えて、関連当事者の内、主要株主及び子会社を対象範囲に加え、取締役の子会社に対する競業取引及び取締役ないしは主要株主と子会社間の利益相反取引についても、取締役会決議の対象とし、承認された取引実行時に、または、包括承認を得た取引は半期毎に、その内容を取締役会に報告する旨を、取締役会規定で定めております。また、毎年、関連当事者取引の有無に関する調査結果を

取締役会へ報告し、法令に基づき適切に開示しております。
このような手続の整備及び取締役会の監視により、会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないような体制を構築しております。

原則3－1【情報開示の充実】
1．会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社グループは、「すべての人をいちばん輝ける場所へ」という経営理念のもと、「持続的な企業価値の向上」を実現するために、2016年12月期を初年度とする「中期経営計画(FY16-FY20)」を策定いたしました。
「中期経営計画(FY16-FY20)」に基づき、「中期経営計画の最終年度で、過去最高益の更新を目指す。」を目標に、その実現に取り組んでまいります。
「中期経営計画(FY16-FY20)」の概要は次の通りです。
（1）対象期間
2016年12月期を初年度とする5か年（2016年12月期から2020年12月期）
（2）経営理念及び目標
経営理念：「すべての人をいちばん輝ける場所へ」
目標：「中期経営計画の最終年度で、過去最高益の更新を目指す。」
（3）数値目標
2020年12月期目標：営業利益50億円、稼働者数257,400人、人件費1円あたり売上総利益2.8円
（4）中期経営計画最終年度に向けた戦略
（短期業務支援事業）
「コンプライアンスを遵守しながら、当社シェアを拡大する。」
・スタッフの採用力強化
・顧客との営業接点・組織力強化
・システム自動化によるマッチング効率化
（警備事業）
「業務提携と短期の臨時案件を積極的に受注し売上の拡大を目指す。」
・オリンピック特需の獲得
・業務提携で営業機会の拡大
・グループ力を活かし採用強化
（新規事業及びグローバル事業）
「顧客・スタッフとの接点を活かし、新規ビジネスを創出する」
「まずは、グローバル人材の積極的な受け入れをはじめ、グローバル進出の足掛かりへ」
（5）主要な経営指標
「持続的な企業価値の向上」を実現するための指標：ROE20%以上維持
「株主還元」に係る指標：総還元性向50%
「資本政策の基本方針」を支える指標： デッドエクイティレシオ0.5倍以下
以上の指標を達成することにより、「持続的な企業価値向上」を実現する。
※「ROE」及び「総還元性向」で使用する当期純利益は、繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の影響を除いた当期純利益（調整後当期純利益）であります。

なお、中期経営計画の詳細については、当社ホームページにて開示しております。
「中期経営計画(FY16～FY20)」
https://www.fullcastholdings.co.jp/ir/presentation.html

2．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
＜基本的な考え方＞
当社グループは、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方々に対する経営の透明性を確保すること及び経営の効率性を高め「持続的な企業価値の向上」を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針及び目的としております。

＜基本方針＞
当社は、次の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。
(1)株主の権利・平等性の確保
当社は、株主の権利を実質的に確保するため、法令に従い適切に対応するとともに必要な情報を適時・的確に提供してまいります。また、株主構成を勘案した上で、外国人株主や少数株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を検討してまいります。
(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社は、社会性・公益性が高い人材サービスを提供していることを意識し、コンプライアンス最優先の経営を実施することで、全てのステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。
(3)適切な情報開示と透明性の確保
当社は財務情報のみならず、非財務情報についても公正、公平、速報性を重視した上で、適切かつ積極的に情報開示を行うと共に、その透明性を確保いたします。
(4)取締役会等の責務
当社は、経営陣、取締役会及び監査等委員会の役割・責務を明確にすることで、経営の意思決定の効率化及び適正化を図ってまいります。
(5)株主との建設的な対話
当社は、持続的な企業価値の向上に資するため、代表取締役社長CEOが統括のもと、経理財務部長が責任者として株主との対話に臨み、専任組織であるIR担当部門がこれを補佐することで、株主との間で建設的な対話を推進してまいります。

3．取締役会が経営陣幹部・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬を決定するに当たっての方針と手続
役員の報酬等は、株主総会の決議によって定める旨を定款に定めております。当社は役員に対する報酬等の額を、2016年3月25日開催の株主総会決議による報酬限度額の範囲内で、1年ごとに決定しており、特に業務執行取締役である代表取締役社長CEOについては、職責の重さと業績の達成度に応じた成果の双方を反映し決定しております。また、透明性を確保するため、独立社外取締役が半数を占める取締役会で審議をした上で、個別の報酬額を決定しております。

4．取締役会が経営陣幹部の選任と取締役（監査等委員である取締役を除く）・監査等委員である取締役の候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役会が経営陣幹部の選任と取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっては、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資するかという観点から、年齢、性別、国籍等に関わらず、その職務遂行に適切な知識・経験・能力を有すると判断できる人物を選任、指名することとしており、過半ではないものの半数を占める独立社外取締役3名により組織された取締役会において、代表取締役CEOの提案を審議し、客観性、公平性を確保した上で決定しております。

5．取締役会が上記4．を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役（監査等委員である取締役を除く）・監査等委員である取締役の候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の個々の選任・指名理由については、以下であります。またこれらの情報は、株主総会招集通知において記載しております。

■平野岳史氏選任理由
平野岳史氏は、同氏が有する創業者及び経営者としての豊富な経験と、人材業界を始めとする幅広い知見を生かし、取締役会での経営及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。これらのことから、同氏が引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く）として、経営及び業務執行の監督を遂行することが適切であると考え、取締役（監査等委員である取締役を除く）として選任しております。

■坂巻一樹氏選任理由
坂巻一樹氏は、業務執行取締役として、取締役会での決議事項や報告事項において適切な説明を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、代表取締役社長CEOとして経営の指揮を執り、目標設定及び施策の実践を通じて、持続的な企業価値の向上を図っております。これらのことから、同氏が引き続き代表取締役社長CEOとして経営の指揮を執り、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く）として選任しております。

■石川敬啓氏選任理由
石川敬啓氏は、人材業界における短期人材サービスという特化した業界における知見及び経営者経験を有しており、会社法で規定する社外取締役には該当しないものの、当社にとって有用な助言をいただけるものと判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く）として選任しております。

■佐々木孝二氏選任理由
佐々木孝二氏は、税理士としての財務及び会計に等に関する豊富な経験を有しており、その知識及び経験を引き続き、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

■上杉昌隆氏選任理由
上杉昌隆氏は、豊富な弁護士経験や他社における監査役経験を有しており、その知識及び経験を、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

■戸谷英之氏選任理由
戸谷英之氏は、豊富な会計監査人としての監査業務経験や他社における監査役経験を有しており、その知識及び経験を、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

補充原則4－1－1【取締役会が経営陣に対して委任する範囲の概要】
当社の取締役会は、法令及び定款で定められた事項のほか、当社グループの経営上重要事項と位置付けるものについても取締役会規程に定め、決議を行っております。また、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任する旨を定款に規定しております。
これら以外の業務執行の決定については、意思決定の迅速化及び取締役会審議の充実化を目的として、決裁権限を明確にした社内規則を整備し、取締役会から業務執行取締役である、代表取締役CEOに対し適切に権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図っています。

原則4－9【独立社外取締役の独立性基準及び資質】
当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環といたしまして、当社の社外取締役について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

【独立役員の独立性要件】
当社の独立役員は、会社法及び会社法施行規則に定める社外取締役であるとともに、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立性要件に加えて、以下の要件を満たす者をいう。
1．以下のいずれにも該当しない者
（1）当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
（2）当社の兄弟会社の業務執行者
（3）当社または当社子会社（以下、「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者またはその業務執行者
（4）当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
（5）当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
（6）最近1年間において、上記（1）から（5）までのいずれかに該当していた者
（7）次の（ア）から（ウ）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の二親等以内の親族
（ア）上記（1）から（6）に掲げる者
（イ）当社の子会社の業務執行者
（ウ）最近1年間において、（イ）または当社の業務執行者に該当していた者
2．独立役員としての職務を果たすことが出来ない、その他の事情を有していないこと。
3．上記1から2のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示することで、独立役員として選任することができる。

注1.「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人をいう。
2.「主要な取引先」とは、当社グループとの取引において、支払額または受取額が、当社グループまたは取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を占めている企業をいう。
3.「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に、当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者をいう。

補充原則4－11－1【取締役会・監査等委員会の実行性確保のための前提条件】
取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役は、年齢、性別、国籍等に関わらず、その職務遂行に適切な知識・経験・能力を有すると判断できる人物を選任し、取締役会全体としてのバランス及び多様性にも配慮したメンバー構成とすることとしております。
また、各取締役は、職務遂行に適切な知識・経験・能力を有する人物であると判断しております。

補充原則4－11－2【取締役（監査等委員である取締役を除く）・監査等委員である取締役の兼任状況】
当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の兼職状況については、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。
なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の兼職状況は以下であります。

【取締役(監査等委員である取締役を除く)の兼職状況】
平野岳史氏　　株式会社エフプレイン代表取締役
坂巻一樹氏　　株式会社フルキャスト代表取締役社長
石川敬啓氏　　株式会社ビート代表取締役
　　株式会社ビートテック代表取締役
【監査等委員である取締役の兼職状況】
佐々木孝二氏　佐々木税務会計事務所
上杉正隆氏　　デジタルアーツ株式会社監査役
　　株式会社セレス監査役
　　株式会社Aiming監査役
　　桜田通り総合法律事務所共同経営者
戸谷英之氏　　清和監査法人パートナー
　　株式会社エフプレイン社外監査役
　　株式会社いちごホールディングス社外監査役
(ご参考)
第23期定時株主総会招集通知
https://www.fullcastholdings.co.jp/ir/generalmeeting.html
第23期有価証券報告書
https://www.fullcastholdings.co.jp/ir/financialreport.html

補充原則4－11－3【取締役会全体の実効性に関する分析・評価、結果の開示】
当社は、2016年3月25日開催の第23期定時株主総会決議により監査等委員会設置会社へ移行いたしました。今期2016年12月期は監査等委員会設置会社として臨む初めての期であり、取締役会全体の実行性についての分析・評価を行うための自己評価及び結果の概要の開示は今期一年間の実績を踏まえて実施することといたします。

補充原則4－14－2【取締役(監査等委員である取締役を除く)および監査等委員である取締役のトレーニング】
取締役(監査等委員である取締役を除く)および監査等委員である取締役がその役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識・情報を取得、更新することができるよう、就任時に加え、就任後も継続的に、外部機関が提供する講習なども含め必要な機会を提供しております。
なお、業界外から新たに非業務執行取締役社外取締役が就任する際は、代表取締役社長CEOより、当社が属する市場構造及び事業・サービス構造などに関する知識・情報を取得する機会も提供しております。

原則5－1【株主との建設的な対話に関する方針】
当社グループは、株主を重要なステークホルダーと位置付け、株主総会以外の場においても、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するかという観点から合理的な範囲で株主との建設的な対話を促進してまいります。
また、特に中長期的な観点から利益を追求する旨の投資方針を有する主要な株主との間において、重要な経営上の方針やコーポレート・ガバナンス等についての議論を促進してまいります。

なお、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。
(1)投資家との面談を始めとする、株主との対話全般については、代表取締役社長CEOが統括し、経理財務部長が責任者として株主との対話に臨み、専任組織であるIR担当部門がこれを補佐しております。
(2)当社ではIR担当部門が中心となり、投資家との面談を始めとする、株主との対話において必要な情報を収集すると共に、株主との対話を通じて得た意見などは間接部門の部長間で行う定例会議等で情報を共有し、関連部署と積極的に連携を取りながら業務を行っております。
(3)個別面談以外の対話の手段を充実させるため、半期毎に機関投資家向けの業績説明会を実施し、株主総会では真摯な質疑応答に努め、加えて、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社理解を深めていただくような活動を実施しております。今後につきましても、投資家からの意見・要望などをもとに、内容の充実を図ってまいります。
(4)当社では、投資家との面談内容及び面談以外での株主との対話内容は全て代表取締役社長CEOへ報告しております。また、対話において把握した株主の意見などは、その重要性に応じて適宜に経営陣幹部や取締役会に報告しております。
(5)インサイダー情報の管理については、社内規定に基づき、情報の公平性を重視し、徹底した管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヒラノ・アソシエイツ	12,831,300	33.30
株式会社光通信	4,850,600	12.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,428,400	3.70
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,236,408	3.20
有限会社テン・アソシエイツ	600,000	1.60
有限会社ダイキ・アソシエイツ	600,000	1.60
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	554,055	1.40
セントラル短資株式会社	550,000	1.40
有限会社アナン・アソシエイツ	463,300	1.20
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE－AC)	413,092	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

---

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐々木　孝二	税理士											
上杉　昌隆	弁護士											
戸谷　英之	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木　孝二	○	○	1966年 4月　東京国税局入局総務部総務課勤務 以降各税務署にて勤務 1984年12月　税理士試験合格 1995年 6月　中野税務署特別国税調査官で退官 1995年 9月　佐々木税務会計事務所開設 1999年12月　当社社外監査役（現任） 2004年12月　株式会社フルキャストテクノロジー（現株式会社夢テクノロジー）社外監査役 2008年9月　株式会社フルキャストHR総研（現株式会社フルキャスト）監査役	佐々木孝二氏は、税理士としての財務及び会計等に関する豊富な経験を有しており、その知識及び経験を引き続き、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけるものと判断し、選任しております。 （独立役員指定理由） 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないとの判断から独立役員に指定しております。

上杉　昌隆	○	○	1995年 4月　弁護士登録（東京弁護士会） 1999年 4月　上杉法律事務所開設 2003年 6月　アムレック法律会計事務所共同経営者 2003年 6月　デジタルアーツ株式会社監査役（現任） 2004年 6月　ネクスステック株式会社監査役 2012年12月　株式会社エフプレイン社外監査役 2013年12月　株式会社セレス監査役（現任） 2014年12月　株式会社Aiming監査役（現任） 2015年 3月　桜田通り総合法律事務所開設（共同経営者・現任）	上杉昌隆氏は、豊富な弁護士経験や他社における監査役経験を有しており、その知識及び経験を、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけるものと判断し、選任しております。 （独立役員指定理由） 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないとの判断から独立役員に指定しております。
戸谷　英之	○	○	2003年10月　新日本監査法人入所 2007年 6月　公認会計士登録 2007年 7月　清和監査法人パートナー就任（現任） 2013年 6月　株式会社エフプレイン社外監査役（現任） 2014年 7月　株式会社いちごホールディングス社外監査役（現任）	戸谷英之氏は、豊富な会計監査人としての監査業務経験や他社における監査役経験を有しており、その知識及び経験を、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただけるものと判断し、選任しております。 （独立役員指定理由） 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないとの判断から独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会をサポートする専任のスタッフは配置しておりませんが、適宜関係各部署にて対応しております。また、監査等委員会から専任のスタッフの配置要請があった場合は、対応することを定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員である社外取締役は取締役会において、議案・審議等に必要な発言を適宜行うと共に、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行及び取締役会決議における意思決定過程が適正であるかどうか等の観点から、議案・審議等につき、必要に応じ、意見を述べることとしております。
監査等委員と内部監査部門は、監査計画の策定や内部監査の結果報告等を通じて相互の連携を図ることとしております。また、今後については、監査等委員会において、会計監査人でありますPwCあらた監査法人より、監査計画、監査結果等の詳細な説明が適時行われる体制としております。
内部統制部門(人事法務部)は、内部統制の整備・運用状況の有効性評価の結果を取りまとめ、取りまとめた結果を代表取締役社長CEOが、取締役会及び監査等委員会並びに会計監査人に適時に報告しております。また、財務報告に係る内部統制の重要な役割を担うものによる不正及び重要な内部統制の変更があった場合にも、取締役会及び監査等委員会並びに会計監査人に適時に報告しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ取締役へのインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、有価証券報告書、営業報告書(事業報告)において支給人員数と支給総額を開示しております。
2015年12月期における取締役及び監査役の報酬等の額
取締役　4名　57百万円
監査役　3名　17百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等は、株主総会の決議によって定める旨を定款に定めております。当社は、役員に対する報酬等の額を、2016年3月25日開催の第23期定時株主総会決議による報酬限度額の範囲内で、1年ごとに決定しております。
取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬に関しては、透明性を確保するため、独立社外取締役が半数を占める取締役会で審議をした上で個別の報酬額を決定してまいります。監査等委員である取締役の報酬に関しては、監査等委員会において個別に審議した上で決定してまいります。
なお、2016年3月25日開催の第23期定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役(監査等委員であるものを除く。)については年額200百万円以内、監査等委員である取締役については年額50百万円以内となっております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役をサポートする専任のスタッフは配置しておりませんが、適宜関係各部署にて対応しております。また、社外取締役から専任のスタッフの配置要請があった場合は、対応することを定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1) 取締役会
取締役会は、複数(2名以上)の社外取締役によって構成すること及び社外取締役全員を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ることを取締役の構成方針としております。
2016年3月28日現在、取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)の計6名(男性6名、女性0名)で構成されており、経営の透明性を確保すると共に、当社グループ経営全体に関わる執行状況の監督、グループ経営に必要なグループの全体最適化戦略の決定及びグループ共通課題への対処等、経営上の重要事項についての意思決定を行っております。

2)監査等委員会
監査等委員会は、独立性のある監査等委員である社外取締役3名(男性3名、女性0名)で構成されており、監査に関する重要事項についての意見交換、協議または決定を行っております。また、会計監査人とは適宜報告を受けるなどの連携を図ることとしております。

3)人事法務部長
会社運営の前提条件である法令遵守の精神をグループ企業全体に浸透、徹底させ、風土化すること、社会のルール、社内ルール遵守の風土化を推進しております。また、財務報告に係る内部統制システム／ガイドラインの改善・維持及びその有効性の評価及び情報セキュリティ体制整備を含む内部監査業務を通じた、グループの企業価値の向上を図っております。

4)会計監査人
会計監査を担当する監査法人として、PwCあらた監査法人と金融商品取引法及び会社法に基づく監査について監査契約を締結しております。定期的な監査のほか会計上及び内部統制上の課題については随時確認を取るなど、会計処理並びに内部統制組織の適正性確保に努めております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2016年３月25日開催の第23期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
当社は、2016年３月28日現在、取締役（監査等委員であるものを除く。）３名、監査等委員である取締役３名の計６名による取締役会を構成する取締役会設置会社、監査等委員である取締役３名による監査等委員会を構成する監査等委員会設置会社であります。
前述のコーポレート・ガバナンスの基本的な方針及び目的を実現するため、取締役６名のうち３名は社外取締役を選任することで外部的な視点からの業務執行全般の監督機能の強化を図っております。
監査等委員である取締役につきましては、３名全員を独立社外取締役(うち１名は常勤監査等委員)とすることで取締役の業務執行に対し有効かつ適切な監視を行い、客観性と中立性を確保した体制を整えております。
これらの体制により十分にコーポレート・ガバナンスが機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年3月下旬に開催
招集通知（要約）の英文での提供	第23期定時株主総会招集通知より開示

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にアナリスト・機関投資家向け説明会を開催：年2回（第2四半期、第4四半期）代表者による説明会を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	ディスクロージャーポリシー、会社概要、トップインタビュー、事業報告、開示事項等を日本語、英語にて開示 URL　http://www.fullcastholdings.co.jp/ir	
IRに関する部署（担当者）の設置	経理財務部長　朝武　康臣	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	IRホームページにディスクロージャーポリシーを掲載 URL　http://www.fullcastholdings.co.jp/ir

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1) 取締役会におけるリスクに関する予防措置、法令遵守及び危機管理のための体制（以下、「リスク管理体制」という。）を確保するため、次の措置をとる。
a) 重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決議を要する。
b) チーフエグゼクティブオフィサー（以下、「CEO」という。）は、リスク管理体制のための取り組みや業務プロセス整備の状況につき、定期的に取締役会に報告する。
また、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する。

2) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人の職務執行におけるリスク管理体制（ 1)に記載の「リスク管理体制」と同義）を確保するため、次の措置をとる。
a) リスク管理最高責任者をCEOとし、リスク管理実務責任者として人事法務部長を配置する。
当社内に各グループ企業を担当するリスク管理担当者を配置し、人事法務部長がCEOの指示のもと、以下b) からg) の実務を統括する。
b) 職務権限規程を整備し、特定の者に権限が集中しないような内部牽制システムの確立を図る。
c) リスク管理基本規程の定めにより、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
d) 法令違反事項、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、取締役会に直ちに報告すべき重要情報の基準及び開示基準を策定する。
e) 取締役（監査等委員であるものを除く。）、管理職従業員、一般職従業員に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
f) 業務執行においてリスク管理体制の徹底と内部監査を行うとともに、当社内に配置した各グループ企業を担当するリスク管理担当者を通じて、各グループ企業のリスク管理体制の徹底に努める。
g) 各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる恐れのある事象をチェックし、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないよう、システムを整備する。また、必要な場合には、その整備のための横断的な組織を設ける。

3) 情報の保存及び管理のための体制を整備するため、次の措置をとる。
a) 人事法務部長は、取締役（監査等委員であるものを除く。）、従業員に対して文書管理規則に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
b) 人事法務部長は、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに少なくとも10年間保管し、管理する。
・株主総会議事録
・取締役会議事録
・計算書類
・その他取締役会が決定する書類
c) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員は、常時上記b) における文書等を閲覧できる。

4) 当社及び当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、次の措置をとる。
a) 取締役は、毎期、期初の取締役会において、全従業員の共通目的となる事業計画を策定する。取締役は、取締役会において定期的にその結果をレビューする。
b) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を最低月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
c) .取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

5) 企業集団における業務の適正性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。
a) 当社は、グループ会社全体としてのフルキャストグループ社員行動憲章を策定し、従業員全員への浸透を図る。グループ会社の各取締役は、全社にこれを認識させるとともに、自ら率先して憲章に従い行動する。
b) グループ会社の取締役、従業員は、グループ各社における重大な法令違反その他リスクに関する重要な事実を発見した場合は、人事法務部長に報告し、人事法務部長はCEOに報告する。人事法務部長はCEOの指示のもと、報告された事実についての調査を指揮・監督し、必要と認める場合、適切な対策を決定する。
また必要に応じて、CEOは取締役会に、人事法務部長は監査等委員会に報告する。
c) 人事法務部長は、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

6) 監査等委員監査の実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。
a) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、当社の従業員から監査等委員補助者を任命する。監査等委員補助者は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令に服さないものとし、その人事考課は監査等委員が行う。これらの者の異動、懲戒については監査等委員会の同意を得る。
b) 監査等委員補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しない。
c) 当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査等委員に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。なお、当該事実を報告した当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員の秘匿性を確保し、当該事実を報告した者に対して当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをしない。
d) 内部通報制度の窓口を外部に設置する。内部通報制度を利用した者の秘匿性を確保し、内部通報制度を利用したことを理由として不利益な取扱をしない。また、内部通報制度の外部窓口は提供された情報を人事法務部長または常勤監査等委員に報告する体制を整備する。
e) 当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員は、監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
f) 監査等委員は、子会社の取締役会のほか、監査等委員が監査のために必要と判断する会議に出席できる。また、監査等委員が監査のために必要と判断する資料については閲覧することができる。
g) 監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門と密接な連携を保ち、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる。
h) 当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。
a) 当社及び当社グループは、フルキャストグループ社員行動憲章に従い、反社会的勢力との関係断絶を掲げ、いかなる取引も行わない。

b) 反社会的勢力に関する情報を社内で収集、管理するとともに外部専門機関からの情報も活用し、相手方が反社会的勢力であるかの確認に利用する。
c) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶する。また、不当要求には組織として毅然とした姿勢で対応する。
d) 反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を構築する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社グループは現時点では、買収防衛策の効果をもたらすことを企図してとる方策については、特に定めておりません。
なお、このような方策を導入する際には、その必要性・合理性を真摯に検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主の皆様に対し十分な説明を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社及び当社グループの女性の活躍状況は以下の通りです。

管理職173名のうち15名（約8.7%）が女性の管理職。（2016年３月28日現在）

